令和5年度版

日高村出身※の方へ

Uターンを支援します

※過去5年以上日高村に 住所を有したことがある

高知県**外**から 日高**村**への

引っ越し費用を

キャッシュバック



補助 金額 上限 10万円

(補助率:補助対象経費の2分の1)

日高村Uターン引越補助金



日高村へ転入後、1年以内に日高村へ<u>補助金の申請</u>をする。 ご不明な点はお問い合わせください。



補助対象者

令和5年4月1日以降に引っ越しし、 補助金の申請日から村に5年以上定住する意思のある Uターン者

日高村に5年以上住所を有していた者が 村外から移住することをいう。

- ・県内に住所を有していない者で、県外に1年以上居住している者
- ・村に住所を有して原則として1年を経過しない者であって、 住所を有する前に県外に1年以上住所を有し居住していた者
- ・県外に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく大学(短期大学を含む。)、大学院、高等専門学校若しくは専門課程
- を置く専修学校又は村長が認める教育機関に1年以上在学した者

※下記に該当する者は対象外

- ・村税及び県税の滞納がある者
- ・暴力団員に該当する者
- ・転勤又は入学もしくは通学の理由で日高村へ転入する者
- ・生活保護法による公的扶助を受けている者
- ・過去5年以内に当該補助金の交付を受けた者
- ・その他村長が適当でないと認める者

補助対象となる費用と補助金額

日高村への転入に係る荷物の運送に要する費用

- ・引越し事業者および運送業者への支払いに係るもの。 ただし、不要品の処分は補助対象外。
- ・補助上限: 10万円 (補助率:補助対象経費の2分の1)

申請書に添付する書類

- ・移住者の世帯全員の住民票
- ・申請者が、日高村で5年以上の居住歴があること及び 高知県外に1年以上居住したことを確認できる戸籍の附票等
- ・依頼業者及び補助対象経費が確認できる領収書等の写し
- ・世帯全員の村税及び高知県税の滞納のない証明書 (高知県税の納税義務がない場合は申立書)
- ・県外の学校等に1年以上在学したことを確認できる書類の 写し(対象者のみ)
- ・その他村長が必要と認める書類

【お問い合わせ】 日高村役場 企画課

電 話:0889-24-5126

メール: kikaku@vill.hidaka.lg.jp